

登録取扱方法

(H16. 1. 22一部改正, H16. 4. 1施行, H22. 5. 10改正, H22. 5. 12施行, H25. 3. 25一部改正, H25. 4. 1施行, H26. 6. 27改正, H27. 4. 1施行, H29. 6. 7改正, H29. 7. 1施行)

(登録等の根拠)

第1条 基本登録, 本原登録及び高等登録の証明書発行並びにこれら登録牛の移動, 更正, 再交付, 書換及び取消は, 登録規程によるほか本取扱方法により行う。

第1章 基本登録及び本原登録

(登録の申込)

第2条 申込は, 次の手続による。

- (1) 申込はいずれの場合にあっても所有者でなければならない。ただし所有者が管理者を通じて申込む場合には管理者の住所・氏名を併記しなければならない。所有者が国又は地方自治体である場合は必ず管理者の住所・氏名を併記する。
- (2) 登録規程第8条によって申込む者は, 子牛登記証明書をもって申込にかえ, これを支所等を通じ, 本会道府県支部又は事業委託団体(以下「支部」という。)に提出する。
- (3) 子牛登記証明書の牛名号を申込時に改名することができる。また, 本会において必要があると認めるときは, 牛の名号を改名することがある。
- (4) 雄の申込の場合は, 遺伝子型検査要綱に基づき実施された本牛並びに母牛の親子判定のための遺伝子型検査結果(矛盾なし)を添付しなければならない。また, 本牛については, 遺伝子型検査要綱第5条の(2)で定める遺伝子型解析を実施すること。遺伝子型が特定可能な不良形質の認定を受けた形質の遺伝子型検査結果(「正常」なもの)が必要となる場合は, その報告書を添付する。
- (5) 雌の申込において異性複数産子については, 妊娠を確認したものでなければ申込みは受理しない。ただし, 遺伝子型検査によって, フリーマーチンでないことが証明されたものについては, この限りでない。
- (6) 支部においてはこの子牛登記証明書を調べ, 誤りのないものにつき申請書類を本部に送付する。本部において, 資格を確認(事前申請)の上, 支部に返送する。

(登録審査)

第3条 審査は, 中央審査委員又は地方審査委員2名以上が厳正に行う。ただし, 2名のうち1名は登記検査委員でも差支えない。

- 2 鼻紋採取による個体確認, 体型測定を行った後, 審査標準及び審査要領により審査を行う。
- 3 支部は審査終了後, 合格牛については, 子牛登記証明書, 審査野帳, 鼻紋2通, 連名簿を取りまとめ料金を添え, 本部に送付する。
- 4 本部に送付する前記の書類は審査後3か月以内に提出しなければならない。
- 5 登録規程第4条第2項と同第5条第5項に定める, やむを得ない理由があることが明らかな場合とは天災や家畜伝染病予防法に定める家畜伝染病の発生が認められ, 審査が実施不可能な場合

を指す。

(登録証明書の発行)

第4条 本部は送付を受けた前記書類につき、速やかに、件数、料金を確認の上、審査成績等の調査を行い、その内容に異常がなければ、登録証明書を作成し、鼻紋貼付する。なお、登録の記号は次のとおりとし、基本登録牛、本原登録牛は品種別、雌雄別に全国の通し番号とする。

基本登録	黒（褐又は無）
本原登録	黒（褐又は無）原

2 本部は登録証明書と登録連名簿及び鼻紋台帳写を支部に送付する。

第2章 高等登録

(資格の通知)

第5条 資格条件の整ったものについては、あらかじめ年3回、本部は支部に通知する。支部はこれらの通知を支所に行い、支所は所有者に連絡する。

(申込手続)

第6条 申込は、次の手続による。

- (1) 登録規程第8条によって高等登録を申込む者は、基本又は本原登録証明書を支所等に提出し、支部に申込む。なお、雄の場合は、遺伝子型により特定可能な不良形質の認定を受けた形質について、遺伝子型検査結果報告書（「正常」なもの）が必要となる場合は、同報告書を添付する。
- (2) 申込者は基本登録証明書又は本原登録証明書記載の所有者と一致しなければならない。
- (3) 支部は審査日程の2か月前に登録証明書と審査連名簿を本部に提出する。
- (4) 本部では資格再チェックの上、受審連名簿を作成し、審査日程を通知する。

(登録審査)

第7条 本部から派遣された審査委員及び当該県の中央審査委員又は地方審査委員2名以上が、審査標準及び審査要領により、厳正に行う。

- 2 鼻紋採取による個体確認、体型測定を行った後、審査は外貌記載法審査により行う。ただし、登録規程第6条4項(2)により、再審が必要なものは、採点審査も行う。
- 3 なお、審査得点の条件を満たした牛でも、採点審査の「再審」を希望する者には、減率審査を行うことができる。審査の結果、基本本原登録時の得点を上まわったときは、登録証明書にその得点を表示する。
- 4 本部から派遣された審査委員は審査終了後、合格牛については、登録証明書、審査野帳、鼻紋2通、連名簿を取りまとめ、本部に復命する。本部は支部に合格通知を行い、支部はその通知により、本部に料金を送金する。

(登録証明書の発行)

第8条 審査終了後、合格牛については、高等登録証明書を作成し、鼻紋を貼付する。

なお、高等登録の記号は黒（褐又は無）高とし、品種別、雌雄別に全国の通し番号とする。

2 本部は、高等登録証明書と登録連名簿とを支部に送付する。

第3章 登録規程で別に定める登録資格

（本原登録の産肉能力の育種価条件）

第9条 登録規程第5条第4項の条件は、別に定める「子牛登記及び登録証明書における指標表示に関する内規」第1章（ただし、当該地域で評価された全個体を対象とする）を満たし、かつ次の条件を満たすもの。

（1）産肉能力育種価判明条件

次のいずれかのもの。

- ① 育種価が判明している父母の産子。
- ② 父又は母が未判明のときはその父母（本牛の祖父母）の育種価が判明している産子。
- ③ 登録申請牛が導入牛である場合は、
 - ア 当該地域外の評価地域からのもので、その父母の育種価が生産地のみで判明している産子。
 - イ 当該地域外の評価地域からのもので、父又は母の育種価が未判明のときはその父母（本牛の祖父母）の育種価が生産地のみで判明している産子。

（2）産肉能力育種価条件

① 雄にあつては次のいずれかのもの。

- ア 本牛の枝肉重量及びロース芯面積の期待育種価が評価地域の平均以上並びに脂肪交雑の期待育種価が評価地域の上位1/4(+0.67 σ)以上であるもの。
- イ 本牛の脂肪交雑の期待育種価が評価地域の上位1/10(+1.28 σ)以上のもの。

② 雌にあつては次のいずれかのもの。

- ア 本牛の枝肉重量及び脂肪交雑の期待育種価が評価地域の平均以上のもの。
- イ 本牛の脂肪交雑の期待育種価が評価地域の上位1/4(+0.67 σ)以上のもの。

（3）資格判定の時期

上記の期待育種価については登録証明書発行時点とする。

ただし、子牛登記証明書発行時から登録証明書発行時までの育種価評価時点を含む。

（本原登録資格における特例）

第10条 集团的改良事業を実施していると認められる道府県内に繋養されている種雄牛については、その繋養地が本会認定の和牛改良組合地域外でも、他の条件を完備しておれば、本原登録を申込みすることができる。

2 本会認定和牛改良組合の地域外にある、国又は県の施設、地方公共団体所属の畜産公社などで、集团的改良業務を行っている場合、当該施設長から申請があり会長が適当と認めれば、その施設繋養の繁殖雌牛についても、他の条件を完備すれば、本原登録を申込みすることができる。

（高等登録の産肉能力の育種価条件）

第11条 登録規程第6条第5項の条件は、別に定める「子牛登記及び登録証明書における指標表示に関する内規」第1章を満たし、かつ次の条件を満たすもの。

(1) 産肉能力育種価判明条件

次のいずれかのもの。

- ① 本牛の育種価が判明したもの。
- ② 本牛が未判明のときは父母の育種価から算出される本牛の期待育種価が判明したもの。

(2) 産肉能力育種価条件

① 雄にあっては次のいずれかのもの。

ア 本牛の枝肉重量及びロース芯面積の育種価又は期待育種価が評価地域の平均以上並びに脂肪交雑の育種価又は期待育種価が評価地域の上位1/4(+0.67σ)以上のもの。

イ 本牛の脂肪交雑の育種価又は期待育種価が評価地域の上位1/10(+1.28σ)以上のもの。

ウ 別に定める現場後代検定を終了した牛では、検定結果採択時の育種価が上記ア又はイを満たしている場合は、条件を満たすものとする。

エ 上記のア又はイの条件に抵触する場合でも、別に定める和牛種雄牛産肉能力検定法に基づき実施され、産肉能力検定委員会で承認された間接検定成績が下記1又は2以上のものは、条件を満たすものとする。

(昭和63年度以降終了のもの)

	1	2
1日平均増体量 kg	0.80以上	0.75～0.80未
歩留基準値	72以上	72以上
ロース芯面積 cm ²	40以上	40以上
脂肪交雑基準値	2.0以上	2.7以上

② 雌にあっては次のいずれかのもの。

ア 本牛の枝肉重量及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価が評価地域の平均以上であるもの。

イ 本牛の脂肪交雑の育種価又は期待育種価が評価地域の上位1/4(+0.67σ)以上であるもの。

(3) 資格判定の時期

高等登録の申込み時点とする。

(高等登録における雌の繁殖成績)

第12条 登録規程第6条第2項に規定する繁殖成績良好とは、下記(1)～(4)の条件を満たしたものとする。

- (1) 2回以上の流産、又は死産していないこと。
- (2) 初産月齢28カ月以内のもの。なお、生後18カ月までに種付、受胎し、流死産の報告があつて、次の正常産子を生後40カ月以内に分娩したものは、この条件を満たしたものと認める。
- (3) 3産以上し、平均分娩間隔が400日以内のもの。
- (4) 最終分娩登記が高等登録審査時において20カ月以内にあるもの。

ただし、本会の登録牛又は登記牛が受精卵のレシピエント(受卵牛)として供用された場合、その産子は当該レシピエントの産子とは認めない(産子はドナー(供卵牛)のものとして扱

われる)が、高等登録申込の分娩間隔の判定の際は、受精卵移植期間を差し引いて計算する。
(高等登録における産子の審査得点の特例)

第13条 直接法終了時の点数評価は種牛の審査標準により行い、所定の報告書が提出されたものは、高等登録の雌牛の産子の登録得点と見なす。

第4章 登録牛の移動、再交付、書換、更正及び取消等

(移動に関する事項)

第14条 移動証明申請書を提出する場合には、第9号様式の申請書に登録証明書に当該牛の鼻紋2通と証明料とを添え、本部に提出しなければならない。相続による登録牛取得の場合もこれに準ずる。

2 本部では、調査の上、異常のないものは、新所有者による登録証明書を作成し、発行する。

(再交付、書換、更正、取消、住所変更等)

第15条 登録に関するこれらの事項は本部においてこれを行う。再交付並びに書換の申込みはいずれの場合においてもその鼻紋2通を添付することを要する。

2 取消については、次のとおりとする。

(1) 登録規程第19条により高等登録を取り消され、その証明書を返納したものには、改めて基本登録証明書又は本原登録証明書を交付する。

(2) 登録取消後調査の結果正しい事実が判明確認された場合には、改めて登録することがある。

(3) 登録の取消によって生じた損害については、その理由のいかんにかかわらず本会はその責を負わない。

3 登録牛の所有者が、その住居を同一市町村外に移したとき又は名義変更するとき は登録規程第17条に準じ、証明書を添え、住所変更届又は名義変更届を提出しなければならない。

(申込みの照会)

第16条 登録に関する申込書及び諸手続の不備につき、本会から照会してから6ヵ月を超えて回答のないものは、その申込みを無効とする。

(斃死、と畜牛の証明書の取扱い)

第17条 登録規程第24条により提出した証明書の還付を希望する場合は、証明書に死亡の事実を記載してそれぞれ返付する。

第18条 本取扱方法は平成29年7月1日から施行する。

第19条 平成27年4月1日改正前に登記証明書が発行されたもので、受精卵移植による産子の生産地がドナーの所属する認定和牛改良組合の地域外であっても、当該産子が認定和牛改良組合の地域内に移動し、飼育される場合はその他の資格条件を満たせば、本原登録を申込みことができる。